

国道8号 彦根～東近江(仮称) 環境影響評価方法書
 審査会意見に対する事業予定者の見解

資料 1 - 2

番号	項目	審査会(令和2年9月8日等)での意見	意見に対する事業予定者見解	意見(案)への反映
1	事業計画	盛土構造を採用した場合、その地域の内水の流れに影響を与え、浸水リスクが増大するなどの影響が出る可能性があると思われるが、そのことについてはどのように考えているか。	今後の詳細なルートや構造の検討にあたっては、盛土構造を採用する場合は、周辺地域における浸水リスクが増大する可能性に十分留意し、各市町の防災計画やヒアリング結果等も踏まえ、著しい影響が生じないよう配慮します。	1(2)
2	全般 騒音・振動 温室効果ガス等	環境影響評価の手続きにおける予測・評価は、ネガティブな影響についてのみ行うのではなく、ポジティブな影響についても行っていく方向にシフトしている。 広域的・総合的な騒音に係る環境影響の低減のほかにも、温室効果ガスの削減効果についても、環境影響評価の項目として選定して予測・評価することを検討されてはどうか。 また、環境影響評価の項目として選定して予測・評価することが難しい場合も、事業の整備効果としてできる限り定量的に示すことを検討していただきたい。	温室効果ガスの削減効果については、対象道路沿道だけではなく広域で評価すべきものであり、単独の道路事業での評価には馴染まないと考えます。そのため、温室効果ガスの削減効果については、広域的・総合的な騒音に係る環境影響の低減と併せて事業の整備効果として整理することを検討します。定量的な事業の整備効果の提示については、全国の他の道路事業に係る環境影響評価の手続きの事例も踏まえて検討します。	1(4)
3	全般 騒音・振動 温室効果ガス等	本事業の実施により新しい道路が供用された場合、現在の国道8号の交通の状況が変化し現在の国道8号の周辺の騒音の状況は改善されることが想定されるが、周辺環境の騒音の状況の改善効果も当該事業の環境影響評価の手続きの中で予測・評価してはどうか。 本事業の実施により本事業の事業地周辺においては騒音の状況が悪化することとなるが、広域的・総合的に捉えれば騒音等の環境要素への影響が低減されるということに言及することは重要であると考えられる。	本事業の実施による現道の国道8号沿道周辺など広域的・総合的な騒音状況の改善効果については、事業の整備効果として整理することを検討します。	1(4)
4	全般 騒音・振動 温室効果ガス等	所要時間の短縮等について検討されることになると思うが、所要時間の短縮効果等を温室効果ガスの削減効果等と関連づけて環境影響評価の手続きの中で活用していくことを検討されてはどうか。	環境影響評価の手続きにおいて、所要時間の短縮効果等を反映することは難しいと考えており、事業の整備効果として整理することを検討します。	1(4)
5	全般 騒音・振動 温室効果ガス等	現在の国道8号の交通量が何台くらい減るか等のシミュレーションはされているか。そのようなシミュレーション結果を示すことなどでも広域的・全体的な環境影響の低減の効果はある程度わかってくるものと思われる。 交通量のシミュレーション結果を公表することなども検討されてはどうか。	交通量の推計は今後実施する予定ですが、シミュレーション結果を公表することは難しいと考えており、広域的・総合的な環境影響の低減効果については、事業の整備効果として整理することを検討します。	1(4)

6	騒音・振動	騒音および振動の環境要素について、調査地点と予測地点の対応関係(予測地点の特性を踏まえた調査地点の選定)は重要であり、適切に配慮されたい。	騒音及び振動の調査地点は、予測地点との対応を考慮して、適切に選定します。	2(1)
7	騒音・振動	騒音および振動の環境要素について、調査地点の選定にあたっては、調査地域を代表するという観点も大事にしつつ、学校、病院等の配慮が必要な施設への影響を予測・評価できる箇所も選定していただきたい。	騒音及び振動の調査地点は、調査地域の代表性の観点の他、学校、病院等の配慮が必要な施設への影響の予測、評価も勘案して選定します。	2(1)
8	水環境	対象事業実施区域には現在田畑等が広がっているが、ここに道路が設置されることにより、河川のピーク流量が変化する可能性は予測・評価する必要はないか。田畑等に降る雨は浸透・一時貯留されることにより河川への流入のピークが緩和されるが、道路に降る雨は貯留されることなく一気に河川に流入すると想定されるが、どのように考えておられるか。	道路の面積を鑑みると、道路からの雨水排水の量は河川の流量に比べてごくわずかであり、河川のピーク流量の変化に大きな影響を与えるものではないと考えております。	1(3)
9	水環境	彦根市の佐和山から多賀町の芹川までは長大なトンネルになるとのことであるが、方法書においては地下水に係る環境要素は環境影響評価の項目として選定されていない。このことについて、非選定の理由をどのように考えているか説明していただきたい。 一般論として、もし近傍に水源となる井戸があった場合の水位等への影響や、湧水がたくさん出るようなところであれば河川水等への影響は気になるころではあるが、どうか。	文献調査の結果、当該地域においては地盤沈下や地下水位及び地盤高の変動は確認されておらず、トンネル構造を予定している地域においては地方公共団体の条例等に基づく地下水の採取が規制されている区域等も確認されていません。 また、トンネルについては、地山の支保機能を前提とした山岳トンネル工法を採用する計画としており、一般的に地下水位が変動したとしても地盤沈下の発生は考えられないとされています。また、トンネル構造物の設置及び工事の実施を予定している地域内に住居等の保全対象が立地していません。 以上のことから、環境影響評価の項目として選定していません。 なお、地下水位の低下に伴う井戸への影響については、事業実施にあたり、必要に応じて水文調査等を実施し、事業損失として適切に対応していく予定です。河川水等への影響については、本事業は地下水脈を完全に遮断するものではないことから著しい影響はないものと考えております。	1(5)、2(2)
10	水環境	トンネル構造となる部分について、ヒ素等の有害物質を多量に含有する地層の存在はないか。もしあれば、地下水とともにヒ素等が流出する場合もあるかと思われるがどう考えるか。	ヒ素等の有害物質を多量に含有する地層の存在については、現時点において文献等では確認されておりません。事業実施にあたり、ヒ素等の有害物質を多量に含有する地層が確認された場合は、流出防止に配慮するなど適切に対応します。	1(5)、2(2)

11	動物	<p>本事業は多くの河川を横断することになり、河川に橋梁等の大きな構造物ができることにより、動物の上下流への移動を分断するなどの影響が懸念される。動物への影響の予測・評価にあたっては、上下流への移動の分断の影響を考慮されたい。また、特に芹川においては重要種が生息しており、河川に付随するヨシ群落等の草地生態系が非常に豊かであることが確認されているため、配慮をお願いしたい。</p> <p>また、山地においても、坑口付近においては山地性の動物や山地と平地を行き来する動物への影響が懸念されるため、配慮をお願いしたい。</p>	<p>今後の環境影響評価の手続きにおいて、調査、予測、評価を行い、河川における動物の移動の分断、河川に付随する草地生態系や山地の坑口付近における動物への影響が懸念された場合には、必要に応じて適切な環境保全措置を検討します。</p>	2(3)
12	動物	<p>道路の供用に伴い、ロードキルが想定される希少動物の存在が確認された場合などには、その扱いはどのようにされる予定か。</p> <p>特にイシガメがその産卵の時期に陸上を移動する際にロードキルの被害が懸念されるが、道路に侵入しにくい構造をとることやコリドーを設けるなどの保全措置が考えられるがどのように考えるか。</p>	<p>今後の環境影響評価の手続きにおいて、調査、予測、評価を行い、道路の存在に伴い、ロードキルが想定される希少動物の存在が確認された場合などには、必要に応じて適切な環境保全措置を検討します。</p>	2(3)
13※	景観	<p>田園地域のような周辺に構造物が少ない地域で盛土構造を採用する場合、主要な眺望点だけでなく、身近な環境からの見え方についても考慮する必要があると考えるが、その点についてはどう考えるか。</p>	<p>本事業の環境影響評価においては、主務省令及び「道路環境影響評価の技術手法」(平成24年度版)に基づき、主要な眺望景観(主要な眺望点からの景観資源)を対象とします。なお、今後の詳細なルートや構造の検討にあたっては、地域の景観等に配慮した構造等を検討します。</p>	2(4)
14※	文化財・伝承文化	<p>地域の祭礼や、それに伴う御渡りのルートなどについても、文化財に係る環境要素の一環として適切に調査を行い、必要に応じて保全措置を講じていただきたい。</p>	<p>今後の環境影響評価の手続きにおいて、地域の祭礼や、それに伴う御渡りのルート等についても、文化財に係る環境要素の一環として調査、予測、評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討します。</p>	2(5)

※審査会後の追加意見

国道8号彦根～東近江（仮称）環境影響評価方法書
彦根市長意見に対する事業予定者の見解

資料1-3(1)

番号	項目	意見の内容	意見に対する事業予定者見解	意見(案)への反映
1	—	意見なし	—	—

環境影響評価方法書 図書に関する彦根市からの指摘事項 (参考)

番号	指摘箇所	図書に関する指摘事項	回答	意見(案)への反映
1	4-1-83 第4章 表4-1-25 主要な眺望点の概要 出典	出典3「眺望する景観」で彦根市HPとありますが、現在掲載していません。支障はないでしょうか。(確認)	方法書作成段階では、掲載されていたため記載しております。	—
2	4-2-48 第4章 表4-2-17(2) 指定区分	「彦根市登録」と記載されていますが、「国登録」です。なお、市登録の制度は、ありません。	環境影響評価準備書において、記載内容を訂正いたします。	—
3	4-2-48 第4章 表4-2-17(2) 有形文化財	旧彦根藩足軽組屋敷(中組・旧桂田家住宅)が「彦根市登録」となっていますが、「彦根市指定」の欄への記載になります。	環境影響評価準備書において、記載内容を訂正いたします。	—
4	4-2-114 第4章 図4-2-23 風致地区	風致地区の範囲が違います。 彦根城風致地区(もう少し北側に広がっている) 芹川風致地区(風致地区でない緑地の部分が含まれている)	環境影響評価準備書において、記載内容を「彦根マップ」(彦根市HP)に準拠して、訂正いたします。	—
5	4-2-115 第4章 7.29 本文 3~4行目	(平成29年4月、彦根市)とありますが、(平成30年3月、彦根市)に訂正ください。認定年月の記載修正。	環境影響評価準備書において、記載内容を訂正いたします。	—
6	4-2-116 第4章 図-2-24 景観計画区域と歴史的 風致維持向上計画重点区域	凡例 滋賀県景観計画の芹川河川景観形成地区は、彦根市内は彦根市景観計画の芹川河川景観形成地域になります。	環境影響評価準備書において、記載内容を訂正いたします。	—
7	6-3 第4章 表6-1(3)	「景観及び人と自然との触れ合いの活動の場」中の「滋賀県景観計画における芹川河川景観形成地区」との記載について、彦根市が景観行政団体であることから、市内で同区域から除かれるため、「彦根市景観計画における芹川河川景観形成地域」となります。(参考)	環境影響評価準備書において、記載内容を訂正いたします。	—

国道8号彦根～東近江（仮称）環境影響評価方法書
近江八幡市長意見に対する事業予定者の見解

資料 1 - 3 (2)

番号	項目	意見の内容	意見に対する事業予定者見解	意見(案)への反映
1	全般	事業の実施にあたり、公害を防止するための必要な措置を講ずること。	今後の環境影響評価の手続きにおいて、調査、予測、評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討します。また、事業実施にあたり、公害を防止するための必要な措置を講じます。	1(2)

国道8号彦根～東近江（仮称）環境影響評価方法書
東近江市長意見に対する事業予定者の見解

資料1-3(3)

番号	項目	意見の内容	意見に対する事業予定者見解	意見(案)への反映
1	地下水に対する影響について	掘削等の地盤改変に伴う地下水への影響について、調査、予測及び評価すること。	文献調査の結果、当該地域においては地盤沈下や地下水位及び地盤高の変動は確認されておらず、トンネル構造を予定している地域においては地方公共団体の条例等に基づく地下水の採取が規制されている区域等も確認されていません。 また、トンネルについては、地山の支保機能を前提とした山岳トンネル工法を採用する計画としており、一般的に地下水位が変動したとしても地盤沈下の発生は考えられないとされています。また、トンネル構造物の設置及び工事の実施を予定している地域内に住居等の保全対象が立地していません。 以上のことから、環境影響評価の項目として選定していません。 なお、地下水位の低下に伴う井戸等への影響については、事業実施にあたり、必要に応じて水文調査等を実施し、事業損失として適切に対応していく予定です。	1(5)、2(2)
2	動植物に対する影響について	当該道路事業実施区域周辺には、既往調査で確認された重要な動植物種以外にも、希少な動植物種が生息している可能性があることから、適切に調査地点及び調査ルートを設定すること。特に、箕作山や愛知川河畔林における希少動植物に注意し、調査すること。	現地調査にあたっては、既往調査結果の他、地形等から自然環境を類型化して整理した自然環境類型区分図、現地踏査結果、学識経験者の意見等を踏まえ、適切に調査地点及び調査ルートを設定します。特に、箕作山や愛知川河畔林における希少動植物に注意し、調査を実施致します。	2(3)
3	景観に対する影響について	箕作山風致地区内の風致を維持し、環境保全を図るよう努めること。また、市景観計画に基づき、景観への配慮に努めること。	今後の詳細なルートや構造の検討にあたっては、市景観計画に基づき、景観への配慮に努め、風致を維持し、環境保全を図るよう努めます。	2(4)
4	文化財に対する影響について	埋蔵文化財の有無を確認する調査に協力すること。また、周知の埋蔵文化財包蔵地内における工事については、文化財保護法第93条による届出及び埋蔵文化財センターとの協議を行うこと。	埋蔵文化財の有無を確認する調査に協力するとともに、周知の埋蔵文化財包蔵地内における工事については、文化財保護法第93条による届出及び埋蔵文化財センターとの協議を行います。 なお、文化財については、「滋賀県版環境影響評価技術ガイド-歴史的遺産分野(文化財・伝承文化)-」を参考に、調査、予測、評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討します。	2(5)

国道8号彦根～東近江（仮称）環境影響評価方法書
愛荘町長意見に対する事業予定者の見解

資料 1 - 3 (4)

番号	項目	意見の内容	意見に対する事業予定者見解	意見(案)への反映
1	—	意見なし(回答なし)	—	—

国道8号彦根～東近江（仮称）環境影響評価方法書
豊郷町長意見に対する事業予定者の見解

資料1-3(5)

番号	項目	意見の内容	意見に対する事業予定者見解	意見(案)への反映
1	—	意見なし	—	—

国道8号彦根～東近江（仮称）環境影響評価方法書
甲良町長意見に対する事業予定者の見解

資料 1 - 3 (6)

番号	項目	意見の内容	意見に対する事業予定者見解	意見(案)への反映
1	全般	事業実施想定区域周辺には、集落や甲良中学校もあるため特に、大気質、騒音、振動、低周波音の大気環境への影響を最小限のものとするようお願いします。	今後の環境影響評価の手続きにおいて、集落や学校等の配慮が特に必要な施設への影響を最小限とするため、大気質、騒音、振動、低周波音の大気環境について、調査、予測、評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討します。	1(2)、2(1)

国道8号彦根～東近江（仮称）環境影響評価方法書
多賀町長意見に対する事業予定者の見解

資料 1 - 3 (7)

番号	項目	意見の内容	意見に対する事業予定者見解	意見(案)への反映
1	大気環境および騒音・振動について	事業実施想定区域には多賀ささゆり保育園、周辺には多賀小学校と配慮が特に必要な施設が位置していることから、排ガス等の大気環境や騒音、振動への影響を適切に評価できる調査とすること。 工事の実施に伴う粉じん、騒音、振動、悪臭及び濁水等の影響を可能な限り低減するよう配慮すること。	今後の環境影響評価の手続きにおいて、大気質、騒音、振動の影響について、調査、予測、評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討します。調査及び予測地点は、学校等の配慮が特に必要な施設への影響を適切に評価できる地点とします。 工事の実施に係る粉じん、騒音、振動及び濁水等の影響については、今後の環境影響評価の手続きにおいて、調査、予測、評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討します。本事業の実施に伴う著しい悪臭影響はないと考えております。	1(2)、2(1)
2	水環境について	路面凍結防止剤を含む道路排水による動植物や農業用水への影響についても調査すること。	路面凍結防止剤を含む道路排水等による道路からの影響は、一時的なものであり、時間の経過とともに速やかに減少することから、動植物や農業用水への影響は一般的には小さいと考えられます。今後の詳細なルートや構造の検討にあたっては、具体的な排水計画に付随して、最新の知見を基に検討します。	1(2)
3	動物について	渡り鳥やオオタカの生息エリアであり、道路の運用に伴うバードストライクの発生が予想されることから、移動経路調査と対策を考える上で必要な情報の収集を行うこと。 カヤネズミやモグラなど小型哺乳類の生息域の分断が生じる恐れがあることから、生息状況の調査とトレイル確保について必要な情報の収集を行うこと。 道路の運用に伴い中型～大型哺乳類のロードキル、は虫両生類のロードキルの発生が予測される。ファウナ調査のみでなくロードキルの発生リスクを高い地点のあらい出しと有効な対策を考える上で必要な情報の収集を行うこと。	今後の環境影響評価の手続きにおいて、動物(哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類)について、必要な情報の収集を行い、調査、予測、評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討します。	2(3)
4	文化財、景観について	決定したルートは多賀町平野部の多賀大社や敏満寺を背景とする主要な部分にあたり、埋蔵文化財発掘調査対象地域であることから、事前の発掘調査等の対応は必要条件となります。 また、水田地帯と平野部の歴史的な広がりをもつ地域で、鈴鹿山地と一体的な多賀町を代表する歴史的景観を保持する地域であることから景観に配慮すること。	事業実施にあたっては、事前の埋蔵文化財発掘調査等の対応を検討して参ります。なお、文化財については、「滋賀県版環境影響評価技術ガイド-歴史的遺産分野(文化財・伝承文化)-」を参考に、調査、予測、評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討します。 今後の詳細なルートや構造の検討にあたっては、地域の歴史的な景観等に配慮します。	2(4)、2(5)

国道8号彦根～東近江（仮称）環境影響評価方法書
滋賀県関係課意見に対する事業予定者の見解

資料1-4

番号	項目	意見等を付した所属	意見等の内容	意見等に対する事業予定者見解	意見(案)への反映
1	全般	環境政策課	環境影響評価の実施にあたっては、主務省令に定められた内容に加え、「滋賀県環境影響評価技術指針」(平成11年滋賀県告示第124号)および「滋賀県版環境影響評価技術ガイド-歴史的遺産分野(文化財・伝承文化)-」を勘案し、適切に調査・予測・評価を行うこと。	環境影響評価の実施にあたっては、主務省令に定められた内容及び「道路環境影響評価の技術手法」に加え、「滋賀県環境影響評価技術指針」(平成11年滋賀県告示第124号)および「滋賀県版環境影響評価技術ガイド-歴史的遺産分野(文化財・伝承文化)-」を勘案し、適切に調査・予測・評価を行います。	1(3)、2(5)
2	事業計画	森林政策課 森林保全課	事業計画策定の初期段階から地域住民等関係者に対し事業計画を周知し、事業実施にあたっては住民の生活に悪影響を及ぼさないよう十分配慮して下さい。	事業計画策定の初期段階から地域住民等関係者に対し事業計画を周知し、事業実施にあたっては住民の生活に悪影響を及ぼさないよう十分配慮します。	1(2)
3	事業計画	農政課	決定された山側ルートは、各市町が設定した農振農用地を含んでいる。農振農用地は、長期的に農業振興に用いることとされている優良農地であるため、今後道路の位置を決定していく過程においては、農地保全の観点から、該当市町の意見を十分に聞いていただきたい。	今後の詳細なルートや構造の検討にあたっては、農地保全の観点から、該当市町の意見を十分に考慮します。	1(2)
4	事業計画	流域政策局	道路構造が大規模な盛土形式となる場合は、滋賀県流域治水の推進に関する条例第25条に基づき、当該盛土構造物の設置等によりその周辺の地域において著しい浸水被害が生じないよう配慮しなければならないこととされていますので、留意願います。	今後の詳細なルートや構造の検討にあたっては、盛土構造を採用する場合は、当該盛土構造物の設置等によりその周辺の地域において著しい浸水被害が生じないよう配慮します。	1(2)
5	事業計画	県警本部 交通規制課	環境の保全に配慮した計画とするにあたり、建設する道路形状が悪くなることのないように、将来的な構造を踏まえて環境保全に配慮した計画としてください。(道路計画と環境保全のバランスに配慮)	今後の詳細なルートや構造の検討にあたっては、将来的な構造を踏まえて環境保全に配慮した道路計画となるようバランスに配慮します。	1(2)
6	事業計画	県警本部 交通規制課	自動車交通量の増加に伴う、自動車の騒音、排ガス問題等が懸念され、アンケート結果でも3番目に特に重視するべきとの結果がでていることから、交差点等で自動車の停止発進が多い路線とならないよう、計画に配慮してください。	今後の詳細なルートや構造の検討にあたっては、交差点等で自動車の停止発進が多い路線とならないよう、道路計画に配慮します。	1(2)
7	大気環境	東近江環境事務所	県道13号線や愛知川を渡る道路については、特に朝の通勤時間帯は激しい交通渋滞が発生しており、設置予定の道路においても短時間の激しい交通集中が発生する可能性がある。 交通量については、24時間平均および12時間平均により調査されているが、短時間の激しい交通集中が十分に反映できていないことが懸念される。 については、設置予定の道路においても短時間の激しい交通集中が想定される場合には、必要な交通量調査を別途実施し、その結果に基づき、大騒音・振動については環境基準を用いた評価を行うこととされている。	本事業は「渋滞の緩和」を事業目的の1つとしており、交通渋滞等は改善されるものと考えています。 なお、今後の環境影響評価の手続きにおいて、大気質や騒音・振動等の調査、予測、評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討します。	1(4)
8	大気環境	東近江環境事務所	道路の設置に伴い、道路に面する地域においてはこれまでより値の高い環境基準(平成10年環境庁告示第64号における「道路に面する地域」に適用される環境基準)が適用されることになる。一方、道路に面しない地域については、従前の環境基準が適用されるものの、影響が増大することが思慮される。 については、道路に面する地域における環境基準のみではなく、予測地域ごとに適用される環境基準に着目し、各地域に対する評価を行う必要があると考えられる。	本事業の環境影響評価における、自動車の走行に係る騒音、振動の予測、評価においては、関係法令に基づき、予測地域毎に適用される基準類を踏まえ適切に実施致します。	2(1)

番号	項目	意見等を付した所属	意見等の内容	意見等に対する事業予定者見解	意見(案)への反映
9	水環境	水産課	事業実施区域およびその周辺の河川や内湖、さらにそれらと接続する琵琶湖では、様々な知事免許漁業、漁業権漁業や知事許可漁業等が営まれているほか、環境影響評価方法書に記載いただいた通りページ42(13)、水産資源保護法に基づく産卵保護水面や、採捕禁止区域等重要な水域が含まれていることから、水の濁り等水質区分の予測、評価に当たっては、漁場環境保全や水産資源の維持培養の観点からも十分に考慮してください。 また、アユ等重要水産魚類に係る水質の目安として、公益社団法人日本水産資源保護協会発行の「水産用水基準第8版」の記述河川での懸濁物質は25mg/L以下であること等も参考にご覧ください。	今後の環境影響評価の手続きにおいて、当該地域の特性も踏まえ、当該事業実施に伴う水の濁りについて、調査、予測、評価を行います。 また、必要に応じて公益社団法人日本水産資源保護協会発行の「水産用水基準第8版」における河川での懸濁物質は25mg/L以下であること等も参考とします。	1(2)
10	水環境	東近江環境事務所	事業計画地周辺には地下水定期モニタリング調査を実施している地下水汚染エリアが存在している。事業における盛土、切土、掘削等の地盤改変に伴う地下水流向の変化や、汚染層下部の難透水層破壊による汚染の拡散・攪乱など、汚染範囲の変化が危惧されるところである。これについて、調査、予測および評価を行い、回避等の措置が必要と考える。	事業実施区域内においては、豊郷町豊郷及び愛荘町豊満において、地下水質のダイオキシン類の調査が実施されており、環境基準を達成しています。また、事業実施区域周辺においては、愛荘町愛知川地区において、地下水質の定期モニタリング調査が実施されており、テトラクロロエチレンは環境基準を超過していることを確認しております。(方法書p.4-1-21~4-1-23) 事業実施にあたっては、必要に応じて、盛土、切土、掘削等の地盤改変に伴う地下水流向の変化や汚染層下部の難透水層破壊による汚染の拡散・攪乱など、汚染範囲の変化を生じさせない工法等を検討して参ります。	2(2)
11	動物・植物・生態系	森林政策課 森林保全課	開発予定区域は地域森林計画対象森林を含んでいます。 地域社会にとって災害・水害の防止、水源の涵養、環境の保全を図る上で極めて重要な役割を有する森林については、開発行為を極力避けることや開発面積を可能な限り小さくすることを検討し、開発を行う場合にあっては、森林の機能を阻害しないよう十分留意して下さい。	今後の詳細なルートや構造の検討にあたっては、森林の改変面積を極力抑えた計画とすることを検討し、森林の機能を阻害しないよう十分留意します。	1(2)
12	動物・植物・生態系	森林政策課 森林保全課	第2節社会的状況の把握のための項目として、環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況の項目において、風致保安林のみが言及されているが、他の保安林種についても把握が必要です。	今後の環境影響評価の手続きにおいて、他の保安林種についても把握致します。	-
13	動物・植物・生態系	自然環境保全課	事業予定地は、滋賀県イヌワシ・クマタカ保護指針(平成14年7月策定)による「イヌワシ・クマタカの保護および生息環境保全ゾーン」に含まれています。 事業実施にあたっては、営巣活動などにより特に感受度の高い時期(イヌワシ:12月から5月前半、クマタカ:1月から7月中旬)には、人の突然の近接や、不自然な騒音・振動の発生など、当該鳥種を驚かす恐れがある行為を出来る限り避けるよう、格別の配慮をお願いします。	今後の環境影響評価の手続きにおいて、イヌワシ・クマタカ等に留意し、調査、予測、評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討します。	1(2)

番号	項目	意見等を付した所属	意見等の内容	意見等に対する事業予定者見解	意見(案)への反映
14	動物・植物・生態系	自然環境保全課	○自然公園法(第79条第3項) 対象事業実施区画の一部が、湖東県立自然公園第3種特別地域内に該当(近江八幡起点の北側が琵琶湖国定公園第2種特別地域)。 対象事業実施区画について、(一部が自然公園特別地域に該当します。)犬上郡多賀町にある芹川ダム周辺は湖東県立自然公園第3種特別地域に指定されています。区域内では、工作物(道路)の新築、土石の採取、土地の形状変更等や仮設工作物の設置等、様々な行為に対して手続が必要になりますので、琵琶湖環境部自然環境保全課とあらかじめ協議願います。 なお、道路の当該区域での道路延長が2km以上もしくは幅員が10m以上の場合は、1年間の自然環境調査の結果に基づいた植物、動植物相その他の風致又は景観の状況ならびに特質およびその他の事項を示した資料の添付が必要になりますことを申し添えます。	事業実施にあたっては、湖東県立自然公園第3種特別地域内において、工作物(道路)の新築、土石の採取、土地の形状変更等や仮設工作物の設置等を行う場合には、琵琶湖環境部自然環境保全課とあらかじめ協議致します。また、道路の当該区域での道路延長が2km以上もしくは幅員が10m以上の場合は、1年間の自然環境調査の結果に基づいた植物、動植物相その他の風致又は景観の状況ならびに特質およびその他の事項を示した資料を提出します。	3※
15	動物・植物・生態系	自然環境保全課	○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(第29条) 対象事業実施区画の一部が、野鳥の森鳥獣保護区特別保護地区内に該当。 対象事業実施区画の一部について、芹川ダムのダム湖の周辺は、多くの水鳥が飛来するため鳥獣保護区特別保護地区に指定されています。区域内では、建築物その他の工作物の新設増築、水面の埋立てまたは干拓、木竹の伐採等は知事の許可を要し、鳥獣の保護または鳥獣の生息地の保護に重大な支障を及ぼすおそれがある場合は許可が認められませんので、琵琶湖環境部自然環境保全課とあらかじめ協議願います。	鳥獣保護区特別保護地区内において、建築物その他の工作物の新設増築、水面の埋立てまたは干拓、木竹の伐採等を行う場合には、琵琶湖環境部自然環境保全課とあらかじめ協議致します。	3※
16	動物・植物・生態系	水産課	今後、現地調査を行うにあたり水産動植物の採捕を伴う場合は、滋賀県漁業調整規則に基づく特別採捕許可が必要であると思料され、事前に滋賀県農政水産部水産課漁政係にご相談いただくようお願いします。	現地調査を行うにあたり水産動植物の採捕を伴う場合は、事前に滋賀県農政水産部水産課漁政係にご相談の上、滋賀県漁業調整規則に基づく特別採捕許可を取得して実施します。	3※
17	動物・植物・生態系	東近江環境事務所	「滋賀で大切にすべき野生生物 滋賀県レッドデータブック2005年版」において、保全すべき群集・群落・個体群として「愛知川中・下流域の河辺林の昆虫群集」、「湖東地域の湧水の水生昆虫群集」、「愛知川のイワナ個体群」が挙げられている。生態系に係る調査、予測および評価において、これらの群およびこれらの群を重要と位置付けることになった種や自然的要素についての考慮が必要ではないか。	動物、植物、生態系に係る調査、予測及び評価において、「滋賀で大切にすべき野生生物 滋賀県レッドデータブック2005年版」における保全すべき群集・群落・個体群について、これらの群及びこれらの群を重要と位置付けることになった種や自然的要素について考慮します。	2(3)
18	動物・植物・生態系 景観	湖東環境事務所	生物・生態系に関して、計画地またはその周辺では、「愛知川中・下流域の河辺林の昆虫群集」や「愛知川のイワナ個体群(ナガレモンイワナ)」などが保全すべき群集・群落・個体群として存在している(滋賀県レッドデータブック2005年版)ほか、軽野野生林や竹原湿原、愛知川・宇曾川の豊かな伏流水、岩倉川・不飲川周辺に見られる蛭など、豊かで貴重な生態系が存在しています。また、宇曾川堤防や岩倉川周辺における桜並木などは、地域住民の景観・環境資源となっています。方法書では、「動物、生態系、景観への影響は回避又は低減されることが予測されます」と表現されていますが、どのような事実(項目)に対しどれだけ配慮(回避、低減)されているのかが明確ではないため、具体的に事実(項目)を明らかにし、配慮(回避、低減)について定量的に示されたい。	ご指摘の「動物、生態系、景観への影響は回避又は低減されることが予測されます」については、計画段階環境配慮書における調査、予測、評価の結果を引用しているものです。予測は重要な箇所等の位置と複数案との位置関係を把握して行い、評価は回避又は通過、分断の状況を整理、比較して行いました。(計画段階環境配慮書p.203-223) なお、今後の環境影響評価の手続きにおいて、調査、予測、評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討します。	2(3)

番号	項目	意見等を付した所属	意見等の内容	意見等に対する事業予定者見解	意見(案)への反映
19	廃棄物	循環社会推進課	4-2-129表4-2-42(1)および4-2-132図4-2-30において最終処分場の記載漏れがあると見られるので追加すること。(ツチダ開発株式会社 施設所在地:東近江市五個荘奥町字東川原38番, 75番1、76番)	地域特性の把握にあたっては、公的機関等から発行されている資料等を基に整理しています。産業廃棄物処理施設については、滋賀県ホームページに掲載されている産業廃棄物処理業者一覧を出典としており、ご指摘の最終処分場の記載はありませんでした。 (https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/download/302870/13386.html)	-
20	廃棄物	循環社会推進課	4-2-132図4-2-30において、19番で示されている竹山建設株式会社の施設所在地の位置は、18番の北東側と見られるので訂正すること。	環境影響評価準備書において、記載内容を訂正いたします。	-
21	廃棄物	循環社会推進課	事業実施区域内に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月25日法律第137号)第15条の17第1項の規定により指定された指定区域があり、当該区域において土地の形質変更を行う場合には、着手する日の30日前までに変更の種類や施行方法等の事項を知事に届け出る必要があるので留意してください。	事業実施にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月25日法律第137号)第15条の17第1項の規定により指定された指定区域において土地の形質変更を行う場合には、着手する日の30日前までに変更の種類や施行方法等の事項を知事に届け出ます。	3※
22	文化財	文化財保護課	事業予定地には、別紙1～5のとおり国指定文化財(史跡)、県指定文化財(名勝)および周知の埋蔵文化財包蔵地が多数所在しています。つきましてはその取り扱いについて、事前に当課と協議し、その内容を遵守してください。	文化財の取り扱いについては、事前に滋賀県文化財保護課と協議し、その内容を遵守します。 なお、文化財については、「滋賀県版環境影響評価技術ガイド-歴史的遺産分野(文化財・伝承文化)-」を参考に、調査、予測、評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討します。	3※
23	その他	モノづくり振興課	鉱業法の規定による試掘権・採掘権の設定または設定許可申請がされている場合があるので、近畿経済産業局資源エネルギー環境部資源・燃料課に照会してください。 また、鉱区が設定されている場合は、権利者と調整をしてください。	事業実施にあたっては、鉱業法の規定による試掘権・採掘権について、近畿経済産業局資源エネルギー環境部資源・燃料課に照会します。また、鉱区が設定されている場合は、権利者と調整致します。	3※

※：知事意見の段階で、「3 その他」として各種法令等を遵守と必要に応じた関係行政機関との協議に言及。